

ガソリンの詰替え販売における本人確認等が義務化されました。

令和元年7月に発生した京都府京都市伏見区の爆発火災を受け、同様の事案の発生を抑止するため、ガソリンスタンド等では、ガソリンを携行缶で購入される方に対して、「本人確認」、「使用目的の確認」を行うとともに、「販売記録の作成」を行うことが令和2年2月1日から義務となりました。

○本人確認について

運転免許証、マイナンバーカード、パスポートなど、公的機関が発行する写真付きの証明書

○使用目的の確認について

「農業機械器具用の燃料」、「発電機用の燃料」等の具体的な内容の確認が必要です。



⚠️ ガソリンを取り扱うときの注意事項 ⚠️

灯油用ポリ容器

ガソリン携行缶



ガソリンは、灯油用ポリ容器に入れることはできません!!

! 噴出注意!

- ★周囲の安全を確認
- ★フタを開ける前に
 - ①エンジン停止
 - ②エア抜きをする
- ★高温の場所禁止

ガソリン携行缶に貼られている注意事項に留意して取り扱ってください!!



セルフスタンドにおいても、ガソリン容器への詰替えは、ガソリンスタンドの従業員が行う必要があります!!



皆様のご理解とご協力をお願いいたします



ガソリンや灯油、軽油は、私たちの暮らしの中の身近な「危険物」です。これらのものは、火災を発生させる危険性が非常に高いため、消防法において「危険物」として指定され、火災を予防するために消防法令や市町村等の条例で貯蔵や取扱いの方法が定められています。

知っているようで知らない、ガソリンの危険性



ガソリンを入れたビーカーを特殊なカメラで見ると、ビーカーから湯気のようなものが出ていることが分かります。

これはガソリンが蒸発した「可燃性蒸気」、つまり、非常に燃えやすいガソリンの蒸気です。



ガソリンの蒸気は空気よりも重いため、例えば、蓋の開いた容器にガソリンを入れて放置すると、ガソリンの蒸気は床などの低いところを伝わって広範囲に広がっていきます。



また、ガソリンの蒸気の引火点はマイナス40度以下なので、静電気やコンセントの抜き差しなどで発生する小さな火花でも簡単に火が付いてしまいます。これらのことから、思わぬところで火災が発生する危険性があります。

ガソリンの運搬・保管における危険な行為



ガソリンは、灯油よりも引火点が低く火災の危険性が高いことや、ガソリン自体に静電気がたまりやすいなどの性質があるため、ガソリンの運搬や保管に灯油用ポリタンクを使用すると火災発生危険性が高くなります。

このため、灯油用ポリタンクにガソリンを入れ、運搬・保管することは法律で禁止されています。絶対にやめましょう！



ガソリンを安全に運搬・保管するには



● 運搬・保管に適した容器

ガソリンを運搬、保管する場合は、危険物保安技術協会（KHK）の性能試験確認に合格した金属製容器を推奨しています。また、乗用車でガソリンを運ぶ場合には、消防法令に適合した金属製容器で最大容積22リットルまでのものを使用する必要があります。

危険物保安技術協会の性能試験確認に合格した容器には右のラベルが貼付してあります。



ガソリンの容器にはガソリンの噴出による事故を防止するため注油口付近の目立つ場所に右の表示をお願いします。

！噴出注意！

- ★周囲の安全を確認
- ★フタを開ける前に
 - ①エンジン停止
 - ②エア抜きをする
- ★高温の場所禁止

草刈り機やチェーンソーなどに使用する、混合油をガソリンスタンドで購入する場合の容器についても、ガソリンと同様の金属製容器を使用し、その容器に「混合油」と表示をお願いします。

● 容器の運搬方法

ガソリンを入れた容器を運搬する際は、容器の蓋をしっかりと閉め、容器が落下したり転倒したりしないように注意しましょう。

● 容器の保管方法

ガソリンを入れた容器は、金属製の棚や床面など、ガソリンにたまる静電気を地面に逃すことができる場所に保管しましょう。ダンボールなど絶縁体の上に置くと、ガソリンに静電気がたまったままになり、大変危険です。

また、容器からガソリンの蒸気が漏れないよう、容器の蓋はしっかりと閉め、保管する場所は通気性やこまめな換気に心がけましょう。



ガソリンの保管はアース状態の場所で



絶縁物上でのガソリンの保管は危険



ガソリンについて Q&A



セルフのガソリンスタンドで、お客さんが自分でガソリンを容器に入れることはできますか？

できません。
セルフのガソリンスタンドでお客さんがガソリンを容器に詰め替えることは消防法令で認められていません。



ガソリンスタンドで、ガソリンを容器で購入する場合、身分証は必要ですか。

ガソリンスタンドの従業員から身分証明書の提示を求められることや使用目的を問いかけられることがあります。



購入したガソリンを貯蔵したいのですが、どうすれば良いですか。

ガソリンを貯蔵する場合は、貯蔵量により消防署長への届出や市町村長等の許可が必要となる場合があります、その場合、規制が厳しくなります。

- ・届出：40リットル以上200リットル未満
（住宅の場合は、100リットル以上200リットル未満）
- ・許可：200リットル以上



危険物の運搬、貯蔵、取扱い等でご不明な点がありましたら、最寄りの消防署にご相談して下さい。

